

地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

地域医療提供体制検討委託業務

(2) 事業の目的

本県では、平成 28 年に策定した「高知県地域医療構想」に基づき、全国に先行し人口減少、高齢化が進んでいる厳しい状況の中で、医療や介護が必要な状態となったすべての県民が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、その地域でバランスの取れた医療・介護サービスの提供体制を構築すべく、病床の機能転換やダウンサイジングの支援といった取り組みを進めてきた。

新たな地域医療構想では、85 歳以上の高齢者の増加や生産年齢人口の減少がさらに進む 2040 年とその先を見据え、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた、地域のあるべき医療提供体制の実現に資するように策定・推進を図っていく。

策定にあたっては、地域によって、人口変化の度合いや医療資源のあり方は様々であり、地域特有の課題も存在していることから、地域ごとにデータを踏まえながら個別に課題を整理しつつ、策定作業を進めていく必要がある。

については、下記の業務内容により、課題に応じたデータ分析を行うとともに、各区域における関係者間の合意形成支援、具体的で実現可能な「新たな地域医療構想」の策定補助を行うことで、人口減少・少子高齢化がさらに進んでも持続可能な医療提供体制の確保に向けた検討の推進を図る。

(3) 事業の内容

別途定める「地域医療提供体制検討委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

金 18,770 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。概ね7日以内（但し、土日祝日を除く。）に交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等関係に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) これまで類似の内容の事業実績があること。

6 質疑と回答

質疑は令和8年4月10日（金）17時15分までに別紙様式1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は高知県健康政策部医療政策課のホームページに掲載します。

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

別紙2の「情報の取扱いについての覚書」は、令和6年度及び令和7年度地域医療提供体制検討委託業務の成果品の提供を、提案資料作成にあたって希望される場合は、併せて提出すること。なお、その際甲欄に押印のうえ、提出すること。（成果品の提供は資格確認結果通知時に行う。また、当該覚書の乙欄に押印のうえ1部を返送する。）

[提出書類の様式、提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
2 (別紙1)	法人概要書	A4縦	1部
2 (別紙2)	情報の取扱いについての覚書	A4縦	2部

(1) 参加申込書（別紙様式2）

① 提出方法

令和8年4月17日（金）17時15分までに持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

② 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県健康政策部医療政策課 地域医療担当
TEL 088-823-9625
FAX 088-823-9137
E-mail 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認をします。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年4月21日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日）を

除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「地域医療提供体制検討委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションを実施後、3営業日以内に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

(参照) 高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

11 日程

令和8年4月6日(月)	募集開始
令和8年4月10日(金)	質疑書の提出締切り
令和8年4月17日(金)	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和8年4月27日(月)	企画提案書の提出締切り
令和8年5月上旬～5月中旬	審査委員会(プレゼンテーション)
令和8年5月中旬	審査結果通知

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式3により提出してください。

開示・非開示の判断は、提出された書類に基づき行うものではなく、この書類を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

(参照) 高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

13 問合せ先

高知県健康政策部医療政策課

担当者 地域医療担当 武政、島村

T E L 088-823-9625

F A X 088-823-9137

E-mail 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

15 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。